

兵庫区自立支援協議会活動支援補助金交付要綱

令和3年8月13日 兵庫区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫区自立支援協議会の障害者福祉推進活動等に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める

(対象経費)

第2条 補助事業等の対象となる経費は、兵庫区自立支援協議会が当該年度内に実施する活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 兵庫区自立支援協議会の活動の促進に資する経費及び啓発に要する経費
- (2) その他、兵庫区長が定めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で兵庫区長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 兵庫区自立支援協議会は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは次に掲げる書類を、兵庫区長の定める期日までに兵庫区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他、兵庫区長が定めるもの

(交付の決定)

第5条 兵庫区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により兵庫区自立支援協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他兵庫区長が必要と認める書類

2 兵庫区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって兵庫区自立支援協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他兵庫区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第6条 兵庫区自立支援協議会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、兵庫区長に提出しなければならない。

2 兵庫区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、兵庫区自立支援協議会に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 兵庫区自立支援協議会は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに兵庫区長まで提出しなければならない

ない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書
- (4) その他、兵庫区長が定めるもの

（交付額の確定）

第8条 兵庫区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに兵庫区自立支援協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他兵庫区長が必要と認める書類

2 兵庫区長は、前条の実績報告により補助事業等の実績が交付申請の計画を下回り、当初交付決定額を下回ったときは、交付額を減額するものとする。ただし、当初交付決定額を上回る場合であっても、交付額の増額は行わないものとする。

（交付の時期等）

第9条 兵庫区長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、兵庫区長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第6条第1項の規定による決定に係る補助事業等の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

（補助金の請求）

第10条 兵庫区自立支援協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を兵庫区長の定める期日までに兵庫区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、兵庫区長は速やかに補助金を兵庫区自立支援協議会に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 兵庫区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により兵庫区自立支援協議会に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 兵庫区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

2 兵庫区長は、第8条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限と方法を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還をさせるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

兵庫区長宛

住所	
団体名	
代表者名	

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称			
目的及び内容			
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金の額	円		
算出の基礎			
添付書類	・事業計画書 ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類		

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助金規則及び兵庫区自立支援協議会活動支援補助金交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに兵庫区長に報告するとともに必要な手続を行うこと。・補助金交付要綱第7条に基づく実績報告は、当該補助事業等の完了後、速やかに兵庫区長に提出すること。・補助金の過払い分が生じた場合は、兵庫区長からの請求に基づき、期限内に兵庫区長の定める方法で納付すること。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助申請事業等の名称
- 2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

兵 庫 区 長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号

 をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称			
変 更 の 理 由			
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日)
	完了(予定)年月日	(年 月 日)
補 助 金 の 額	(円)		
算 出 の 基 礎			
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (変更後) ・ 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (変更後) 		

(注) 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

兵 庫 区 長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

兵 庫 区 長 宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称			
補助事業等の期間	着手年月日	(年 月 日)
	完了年月日	(年 月 日)
補 助 金 の 額	(円) 円		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類 		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き, 実績を下段に記入する。

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	金 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、交付申請時の金額は上段に () 書き、実績額は下段に記入する。

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

<補助金の返還>

下記精算額を 年 月 日までに返還してください。

- ① 確 定 額 円
- ② 既 交 付 額 円
- ③ 差引(精算額)(②-①) 円

補助金請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

兵 庫 区 長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

(受任者)

上記、請求金額の受取りを下記の者に委任します。

住 所	
団 体 名	
氏 名	

(注) 口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義		

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

兵 庫 区 長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	